

黒石市教育委員会告示第10号

黒石市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づき、平成24年度の黒石市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を作成したので、別紙のとおり告示する。

平成25年10月1日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士